

令和6年4月11日

保護者のみなさんへ

大阪市立大正東中学校  
校長 村瀬 香織

### 「学校安心ルール」について

大阪市教育員会では、平成28年度から「児童生徒のみなさんが『してはいけないこと』と「学校等が行う対応」の一覧表を、「学校安心ルール」として作成しています。

大阪市のベース案を各中学校の現状に合わせて、各校オリジナルの「学校安心ルール」として作成し生徒・保護者に周知しています。

この「学校安心ルール」は、これまで教育委員会が確認してきた、社会で生きるうえで身につけておかなければならぬ普遍的な事柄について、繰り返し指導することを目的として作成されたものです。

「学校安心ルール」は、子どもたちを罰することを目的としているのではなく、ルールをあらかじめ明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができる力の育成をめざして作られたものです。

本校では、この「学校安心ルール 大正東中学校」を生活指導のひとつの目安として運用していきます。

どうか趣旨をご理解いただき、より一層、本校の教育活動へのご理解とご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

# 「学校安心ルール」

＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
<b>基本的な約束ごと</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめをしない</li> <li>・嘘をつかない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールを守る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴力、暴言をしない</li> </ul>
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・無視する</li> <li>・物をかけて使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校の物をかけて使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・場合によっては家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間はずれにする</li> <li>・悪口、かけ口を言う</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩き徘徊する</li> <li>・カードやゲーム等で賭けごとをする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、故意に妨害をする</li> <li>・テストのじゃまやカンニングを繰り返す</li> <li>・学校をさぼり校外にたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いやがることを無理やりさせる</li> <li>・暴力をふるう（プロレス技をかけるなども）</li> <li>・物を故意にこわしたり、すてたりする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する、暴れる、逃げる</li> <li>・暴言や暴力を振るおうとする</li> </ul>	<p>万引きやバイクの無免許運転・飲酒・喫煙など法律に違反するようなこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡（保護者の来校を要請する）</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導（状況に応じて、自宅での指導、自主学習）</li> <li>・関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行うとともに指導要請を行う。</li> </ul>
<b>以上</b>	<p>第3段階よりも重いと思われる事象（対教師暴力）や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議するとともに、関係機関と協議し、状況や年齢を考慮してこども相談センターへ通告したり地元警察へ被害届等を提出する。</p>				